

推進体制の整備 (第11条)

平成20年1月に地域活動団体の皆さん、事業者の皆さん、行政などで構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」を設置し、各団体が行っている取り組みについて情報や意見を交換するなど、相互に連携を強化しながら、犯罪のない安全安心まちづくりを全体的に進めていきます。



安全安心まちづくり宣言

私たちの身近なところで起る犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動などができることから取り組んでいくことが必要です。

ここに、私たちは、「高知県安全安心まちづくり推進会議」に参加し、「犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる高知県」を目指して、連携・協力しながら、安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 1 毎年度の事業計画に安全安心まちづくりを位置づけ、自らの活動として取り組んでいきます。
- 2 各地域にも、安全安心まちづくりの考え方が浸透するように努め、広く県民によって支えられる運動としていきます。
- 3 推進会議として実施する活動に参加・協力し、県民の安全を脅かす緊急事態が生じた場合には、一致協力して被害の防止のための活動に取り組みます。

平成20年1月25日

高知県安全安心まちづくり推進会議

無理をせず、 気楽に長く続けよう

みんなでできること
から取り組もう!!

あなたの地域で

- 地域のネットワークづくり
・ご近所であいさつや声かけを心がけ、地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 子どもの見守りへの参加
・散歩や買い物などを、児童等の登下校の時間帯にあわせて行いましょう。
- 地域の安全パトロール
・地域で行われている安全パトロールなどに参加しましょう。
- 生活環境の点検と環境美化活動
・道路や公園等を見回り、暗がりや見通しを妨げる植栽をなくしましょう。
・ゴミ拾いや落書き消して、きれいなまちにしましょう。



あなた自身で

- 鍵かけの習慣
家や車などから離れたときは、必ず鍵をかけましょう。
- ひったくり防止対策
自転車のかごに防犯ネットをつけ、バッグは車道の反対側に持ちましょう。
- 防犯の家づくり
・塀を低くする、フェンスにする、植木の剪定など、周りからの見通しをよくしましょう。
・防犯性能の高い建物部品の使用や、ワンドア・ツーロックが防犯に有効です。
- 夜間の玄関灯の点灯
夜間の玄関灯の点灯は、犯罪の予防だけでなく、歩行者の安全にもつながります。



あなたの事業所で

- お店や事務所の安全確保
・防犯責任者や防犯マニュアルを定めましょう。
・非常通報装置やカラーボールを備えるなど、防犯設備の充実に努めましょう。
・店内や駐車場でも声かけや放送等で、お客さんに被害防止を呼びかけましょう。
- 地域の安全への積極的な協力
店舗等を子どもなどの「安全ステーション」にしたり、営業車に「防犯パトロール中」などの表示をするなどの取り組みにご協力をお願いします。



高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例についてのお問い合わせは

- 高知県文化環境部 県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL088-823-9319 FAX088-823-9879

- 高知県教育委員会 スポーツ健康教育課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号 TEL088-821-4928 FAX088-821-4849

- 高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課

〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号 TEL088-826-0110(代表)

高知県犯罪のない 安全安心まちづくり条例

《平成19年4月1日施行》

みんなで取り組もう!!
犯罪のない安全安心まちづくり!!



犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いです。私たちは、これまで高知の豊かな自然の中で育まれた温かい心と、日ごろの近所づきあいを大切にしながら、助け合う地域社会を築いてきました。しかし、近年の急激な社会情勢の変化によって、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や社会の規範意識が希薄化したことなどが背景となって、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加しています。犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。こうしたことから、高知県では、県民の皆さん、事業者の皆さん、行政等が協働して、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を制定しました。今後は、条例に基づいて、安全で安心して暮らせる高知県を目指して取り組みをすすめていきます。

高 知 県

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の概要

(平成19年4月1日施行)

条例の目的 (第1条)

- 1 犯罪のない安全安心まちづくりの基本理念を定めました。
- 2 県、県民の皆さん及び事業者の皆さんの責務と地域活動団体の皆さんの役割を明らかにしました。
- 3 県が実施する取り組みの基本となる事項を定めました。

犯罪のない安全安心
まちづくりの推進

県民の皆さん及び
高知県を訪れる人すべてが安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現

「犯罪のない安全安心まちづくり」とは (第2条)

地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動

注2) 県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(啓発、情報の提供等を含む)



誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現!!

基本理念 (第3条)

犯罪のない安全安心まちづくりは、次のことを基本として進めます。

- 1 自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動により行うこと。
- 2 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより行うこと。
- 3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全の確保に特に配慮して行うこと。

注1) 地域活動団体とは、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体です。
注2) 県民等とは、県民、事業者及び地域活動団体をいいます。

役割分担と連携・協力（第4条～第8条）

誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、県民の皆さん、事業者の皆さん、地域活動団体の皆さん、行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることが大切です。

県は…（第4条）

●犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取り組みを総合的に実施します。

市町村との連携等（第8条）

●市町村が果たす役割の重要性を考慮し、市町村と密接に連携を図ります。
●市町村が行う犯罪のない安全安心まちづくりについて、情報の提供、助言等を行います。

事業者の皆さんは…（第6条）

●犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深めましょう。
●事業活動において犯罪の被害に遭わないように安全を確保しましょう。
●県、市町村、県民の皆さん、他の事業者の皆さん、地域活動団体の皆さんと協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進しましょう。

県民の皆さんは…（第5条）

●犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深めましょう。
●日常生活において犯罪の被害に遭わないよう心がけ、行動しましょう。
●県、市町村、事業者の皆さん、地域活動団体の皆さんと協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進しましょう。

地域活動団体の皆さんは…（第7条）

●犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深めましょう。
●自らの活動を通じて犯罪のない安全安心まちづくりを推進しましょう。
●県、市町村、県民の皆さん、事業者の皆さん、他の地域活動団体の皆さんが行う犯罪のない安全安心まちづくりに協力しましょう。

連携
と
協力

基本的な取り組みを進めます

広報・啓発（第9条）

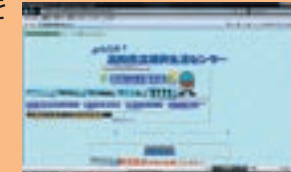
県の広報紙、ホームページやテレビ等さまざまな方法により、犯罪のない安全安心まちづくりに関する広報その他の啓発活動を行います。

推進計画の策定等（第12条）

犯罪のない安全安心まちづくりを総合的に推進するための「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定・公表し、推進計画の進捗状況等を検証します。

情報の提供等（第10条）

インターネット等で、架空請求、悪質商法等の被害に遭わないための情報の提供を行います。



あんしんFメール

交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」等や「あんしんFメール」などにより、犯罪発生・不審者情報等の提供を行います。



※あんしんFメールのグループ番号や登録方法の詳細は、県警ホームページ、県警察本部または最寄りの警察署でご確認ください。

県民等による自主的な活動を促進します

防犯活動団体の活動内容等の公表（第13条）

防犯活動団体の活動内容などの情報を共有できるよう、県のホームページで防犯活動団体の名称や活動地域、活動内容等を公表します。



タウンポリスの皆さん



※公表の対象となる団体は、会則又は規約を定めて継続的に活動している防犯活動団体です。



夜間の防犯パトロール

公表のお申し込みの詳細は、高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課のホームページをご覧ください。

防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援（第14条）

防犯活動団体と自主防災組織は、「地域の安全を地域で守る」という共通の理念を持っており、お互いの活動について理解を深め、連携・協力して活動することで防犯の面でも防災の面でも活動に広がりができます。

防犯活動団体と自主防災組織が連携することができるよう、市町村と連携して、必要な情報の提供等を行います。

高齢者の参加に対する支援（第15条）

高齢者の方には、悪質商法などの被害に遭わないよう防犯上の配慮が必要です。

しかし、一方で地域活動の重要な担い手として、子どもの見守り活動などに大きな役割を果たしていることから、高齢者の方が犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に参加することができるよう、情報の提供等の必要な支援を行います。



高齢者の防犯教室

注3) 防犯活動団体とは、地域活動団体のうち犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体です。タウンポリスなど防犯を目的に結成された団体のほか、町内会、PTA、婦人会なども、犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体は防犯活動団体になります。

子どもや高齢者などの安全を確保します

学校等における児童等の安全の確保（第16条）

○学校等における児童等（児童、生徒、乳幼児など）の安全の確保に関する指針を定めます。
○学校等の設置者・管理者は、指針に基づいて、児童等の安全を確保するよう努めましょう。
○児童等の安全対策のため、学校等に情報の提供や助言を行います。
○児童等に対し、犯罪による被害を受けないための教育を充実します。

《学校等における児童等の安全の確保のための指針》

- 1 不審者の侵入防止等
- 2 施設・設備の点検整備
- 3 安全教育の充実
- 4 保護者、地域住民及び関係団体（PTA、自治会等）との連携
- 5 緊急時に備えた体制の整備等



学校での防犯教室



教職員等の防犯訓練

通学路等における児童等の安全の確保（第17条）

○通学路等における児童等の安全に関する指針を定めます。
○通学路等の管理者や児童等の保護者、地域住民、学校等や警察は、連携して、指針に基づき、児童等の安全を確保するよう努めましょう。
○児童等に対し、犯罪の被害を受けないための教育を充実しましょう。

《通学路等における児童等の安全の確保のための指針》

- 1 安全教育の充実
- 2 学校等の設置者等による取組
- 3 児童等の保護者による取組
- 4 関係団体（PTA、自治会等）との連携
- 5 防犯活動団体との連携



安全マップの作成



通学路での見守り活動

子どもの安全の確保のための取り組み（第18条）

県、学校、県民の皆さん、事業者の皆さん、地域活動団体の皆さんは、連携して、子どもが犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めましょう。

高齢者等の安全の確保（第19条）

高齢者や障害者、女性、子どもなどの防犯上の配慮を要する人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行います。

観光旅行者等の安全の確保（第20条）

観光旅行者や本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行います。

注4) 学校等とは、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校、保育所などの児童福祉施設、放課後児童クラブなどをいいます。
注5) 通学路等とは、児童等の通学・通園路のほか、児童等が日頃遊んでいる公園などをいいます。

道路等や公園、店舗の防犯に配慮した環境整備を進めます

犯罪の防止に配慮した道路等の普及等（第21条）

○犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等（道路、公園、駐車場、駐輪場）の普及に努めます。
○犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めます。
○道路等の設置者・管理者は、指針に基づき、環境の整備に努めましょう。

《犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針》

■主な内容

- 道路における歩道と車道の分離
- 地域住民やロードボランティアと協力しての植栽の剪定等
- 道路、公園、駐車場、駐輪場における周囲からの見通しと明るさの確保
- 駐車場の管理体制の充実と駐輪場における盗難防止措置 など



ロードボランティア

犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第22条）

○犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅（一戸建住宅、共同住宅）の普及に努めます。
○犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めます。
○住宅を建築される方、住宅の所有者・管理者の方は、指針に基づき、環境の整備に努めましょう。

《犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針》

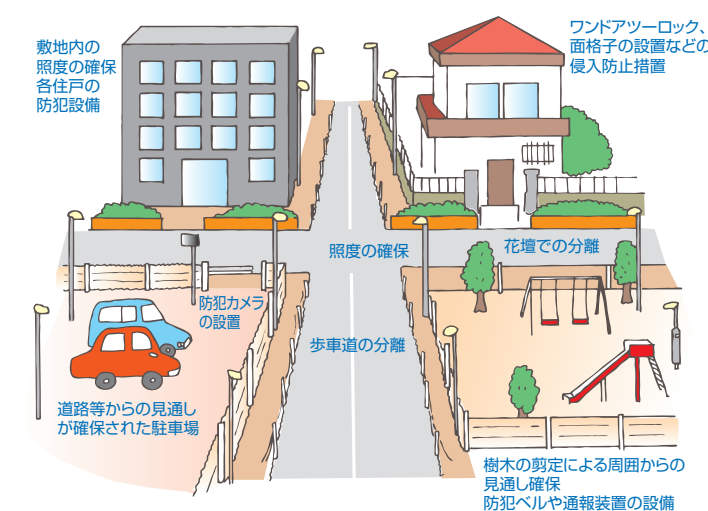
■主な内容

- 共同住宅の共用部分と一戸建住宅における周囲からの見通しと明るさの確保
- 防犯性能の高い建物部品等の使用や窓・玄関の防犯対策
- 防犯カメラの設置による補充対策とプライバシー保護への配慮
- 共同住宅の維持管理に関すること など



犯罪の防止に配慮した店舗等の整備（第23条）

銀行などの金融機関や深夜の小売店舗を営む方は、犯罪の防止に配慮した店舗等の整備に努めましょう。



犯罪の防止に配慮した環境整備の例